

（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ に対するパブリック・コメントの概要と検討委員会の考え方について

「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ」の内容について、広くご意見を募集しましたところ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。今回いただいたご意見・ご提案の概要並びに、検討委員会の考え方を併せて公表するとともに、ご意見・ご提案をいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1. パブリック・コメントの実施概要

区民意見の募集は、墨田区の定める「パブリック・コメント手続に係る基準」に則って、下記のとおり実施した。

（1）公表資料

（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ

（2）意見募集期間

平成21年9月18日（金）から平成21年10月26日（月）まで

（3）意見募集の周知・公表方法

1）パブリック・コメントの周知

- ・ 区のお知らせ（平成21年10月1日号）
- ・ 区ホームページ

2）公表資料の閲覧

- ・ 区民情報コーナー（区役所1階）
- ・ 区民活動推進課（区役所5階）
- ・ 区ホームページ

（4）意見提出方法

文書を郵送、ファックス、電子メールまたは持参により提出

（5）意見提出先

区民活動推進課（（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会事務局）

（6）意見募集の結果

パブリック・コメント意見者数1名（意見数7件）

なお提出された意見の概要（パブリック・コメント）一覧については、別紙のとおり

パブリック・コメント手続に係る基準の概要

1 目的

この基準は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、区が積極的に情報を公表し、区民の区政への参画促進を図るとともに、公正で民主的な一層開かれた区政の推進と透明性の高い区政運営に寄与することを目的とする。

2 パブリック・コメント手続

区の基本的な政策等の策定に当たり、策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な情報を広く公表し、公表したものに対する区民等からの意見等の提出を広く求め、政策形成過程の中で意見を反映する機会の確保を図り、提出された意見等の概要及びそれに対する区の考え方等を公表する一連の手続をいう。

3 対象

本手続の対象は、区の長期構想、区政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定及びこれらの重要な改定などとする。

4 情報公表の時期等

実施機関は、区の長期構想等の立案をしようとするときは、意思決定を行う前に、あらかじめ次に掲げる情報を公表するものとする。

- ① 当該計画案及びその概要
- ② 当該計画案を作成した趣旨、目的及び背景
- ③ 当該計画案に関連する資料など

5 情報公表の方法

実施機関は、計画案の情報公表をしようとするときは、次に掲げる方法等により行うものとし、意見等の提出先、提出方法及び提出期限並びに意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

- ① 区のおしらせ
- ② 区のホームページ
- ③ 区民情報コーナー

6 意見等の提出

- (1) 実施機関は、情報公表後、区民が意見等を提出するのに必要な期間として、一箇月程度の期間を確保するものとする。
- (2) 意見等の提出方法は、郵便、電子メール、ファクシミリ等の文書等によるものとし、意見等の提出に当たっては、住所、氏名又は団体名等及び電話番号等連絡先の明示を求めるものとする。

7 意見等の取扱い及び公表

- (1) 実施機関は、提出された意見等を考慮し、計画案についての意思決定を行うものとする。
- (2) 実施機関は、提出された意見等及びその意見等に対する実施機関の考え方(意見等を反映できなかったときは、その理由を含む。)を公表しなければならない。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより意見等を提出した個人又は団体の権利、利益等を害するおそれがあるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

8 基準の適用

本基準は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

2. (仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例の検討に関わる中間のまとめ パブリック・コメントに対する検討委員会の考え方 (案)

■(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例について

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する 検討委員会の考え方(案)
1	協治 (ガバナンス) の実現を希望し賛成する。	検討委員会としても、当条例を通じ、協治 (ガバナンス) の推進・実現が図られることを希望しています。

■協治(ガバナンス)の担い手が果たすべき責任と役割について

区民等

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する 検討委員会の考え方(案)
2	6月5日の検討委員会に際し、デニス・ガボールを引用され、成熟社会について「経済成長はあきらめても、生活の質の向上をあきらめない (人々が生活している社会)」との発言があったが、そのような社会に住む人達にはきっと高いインテリジェンシーが備わっていると思われる。この条例は区職員の意識改革を前提にしなければならないが、受け手の区民住民の側の相応する資質にどれだけ期待が出来るのだろうか？「民主主義とは何か？」という質問に答えられる区民住民が墨田区にどれだけいるか。法令等の策定に当たって、その受け手である市民の有様を見据えた検討が必要な時代を迎えているのではないだろうか？スローガンとかアドバルーンとしての条例づくりであれば行政の面子繕いでしかない。条例の受け手である区民住民の資質を委員会で討議する必要がある。	検討委員会では、条例づくりにおける区民参加のプロセスを重視しており、これまで、区民懇談会や区民フォーラムの開催などを通じ、区民の皆さんから多様なご意見を頂く中、区職員の意識改革はもちろんのこと、区民の皆さんの自治意識の高揚・公益活動の重要性などを認識しています。今後も、条例の策定・制定・運用を通して、協治 (ガバナンス) の考え方を広く普及啓発するとともに、区における協働の考え方を整理するなど、より多くの区民の皆さんに、協治 (ガバナンス) や協働の考え方を十分に理解いただき、積極的にまちづくりの活動や区政に参加いただけるよう、その機会確保に努めていくことが重要であると考えています。

区議会及び区長その他の執行機関

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する 検討委員会の考え方(案)
3	骨子案と比較し、中間のまとめにおいても議会の役割についての現実的で具体的な記載は認められない。中間のまとめP20(2)区議会及び区長その他の執行機関の中で、	区議会及び区長その他の執行機関は、区民等に最も身近な政府として、適正かつ公正に自主・自立の区政運営を行う役割を担うとともに、協治 (ガバナンス) の担い手として区民

	「区議会は区政の重要事項に関する意思決定、政策の立案、執行機関の監視などの権限を持ちます。」とある。区民・住民の中でどこに権限があるかをはっきりさせた記述であるが、議会はこのガバナンス条例で、今後、議会がどのようにこの条例にかかわっていくかを考え出していかななくてはならないだろう。本来、行政と議会こそがパートナーシップを持って区民住民の幸せと安寧な日常を具現化するのではないのか？議会はこのガバナンス条例をどのように考えているのか？どのような役割を果たそうとしているのか？	等とともにまちづくりを行うこととしています。特に、区議会は、区政の重要事項に関する意思決定、政策の立案、執行機関の監視などの権限を持つだけでなく、区民等の意見を適切に区政に反映するとともに、議会活動について区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めることで、自らも協治（ガバナンス）の推進の一端を担います。なお、協治（ガバナンス）の推進の基本原則である情報の共有、参加、協働については、区長その他の執行機関だけではなく、区議会もその役割を果たしながら、一体となって推進していくものです。
4	区民住民の意見・希望から施策が策定され、実行、実施される１０年計画（基本計画）の中で、これまでおざなりにされてきた評価について明解に表明されたことは賞賛に値する。そのような中、行政運営への評価が重要であり、行政の実施評価を行政自身がするのは大変不自然であるから、自主・自発的に議会が手を上げるべきである。また評価は定期ではなく、議会内に常設し、かつ区民住民の代表も参加する事になれば、まさにガバナンスの本意そのものと言えるだろうし、この事によって議会制民主主義のもとにおけるガバナンス条例の施行となり、法理的な説明は昇華されることになる。もし議会が区民住民の後見役となれば、行政と区民住民の間の関係調整の立場となり、区民住民の代表である議会こそがガバナンスを主導することになるだろう。	行政評価は、区が何にいくらのお金を使ったかではなく、施策を実施した結果、区民の皆さんの生活や暮らしがどれくらい良くなったか、成果を重視するものです。ご指摘のとおり、行政内部による評価では、その限界があることから、区では、外部評価委員会を立ち上げ、よりよい行政評価のあり方について検討中であり、今後、外部評価委員会からの意見等とともに行政評価の結果を区議会に報告する予定としています。ご意見の趣旨のとおり、区議会は、政策立案や執行機関を監視するなどの権限を持つことから、これまで以上にその評価にあっても重要な役割を担うものと認識しています。

協働

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する 検討委員会の考え方(案)
5	この条例の最大の欠陥、欠損部分は現場での行政職員と区民、住民、ボランティア等の地位の問題である。区民は行政と同様の権限を持ち得ないので、そもそも形式的に	ご意見のとおり、執行機関が独自にもつ権限の行使を区民等と役割分担することは困難であると考えられます。しかしながら、協働に適する事業等にあっては、互いの立場や得

	は行政と区民、住民は対等である事になるかもしれないが、現実的にはありえない事である。（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ骨子案p 20（3）協働の推進（協働）のとおりならば問題はないが、行政施策の実施時に裏付となる法令などに精通する行政職員と区民住民が協働する場合、常に職員の指示指導で協働するとなれば行政が主になり区民住民は従となり、行政と区民は対等にならない。行政と対等な区民住民はイエスマンのみがイコールパートナーたりえる。ボランティアとは大変耳障りの良い言葉だが、一皮むけば無責任な人間達と見る事になり、そんな人間達と対等な関係など考えられないという区職員側からの声が出て当然だ。	意分野を生かして、上下主従の関係ではなく、相互に意見を言い合い、役割分担を合意して、同じ目標に向かって協力関係を構築できるものと考えています。今後、この条例を具体的に運用するために、協働に適する分野や区民等と区との役割分担、区民等と区との対等な関係のあり方など、区における協働の考え方を整理する必要がある、区では、それらを定めた「協働推進指針」を作成する予定としています。
6	法人・事業者との連携については、パートナーとして組しやすく、ガバナンス上の問題は少ないだろう。適切な利益を見たうえでの有料サービスは普通に理解される時代になってきており、介護サービスですでに経験済みだと思う、ただし、高額化についてはやはり区民住民の代表である議会が適切な判断を下していくべきだと思う。	ご指摘のとおり、公共サービスの提供に際し、法人・事業者と連携する場合にあつて、議会はもとより、その質を確保するためにも適切な公共関与が必要であると考えています。

■その他

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する 検討委員会の考え方(案)
7	最近、近隣区で多文化共生条例の制定が足踏み状態に入った事に注目している。その区の現況が日本の現実的实际であるならば、多言語多文化共生にははっきり赤のランプがついているといえる。多文化共生は世界中でうまくいっていない中、果たして日本型の多文化共生において問題はおきないと国は何を根拠に言うのだろうか？	墨田区内で生活する外国人は、全人口の約4%であり、今後も在住外国人の増加が予想される中、外国人がより身近な存在となっている一方、日本の生活になじめない外国人も数多く存在しています。このような問題を解決するため、本区では、外国人にとっても暮らしやすく、世界の人々と交流できる地域社会をつくるため、区民の皆さんと協働で多文化共生社会の実現をめざして取り組んでいます。